

営農確約書

私は、下記の農地等につき、将来にわたって農業を継続することを確約いたします。

	所在地	面積 (㎡)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

年 月 日

住 所

氏 名

(あて先) 八戸市農業委員会会長

- 次のいずれかに該当することとなった場合には、その農地等の納税猶予額の全部又は一部を納付しなければなりません。
 1. 特例農地等の譲渡、贈与、転用、貸借、耕作の放棄などがあった場合（収用の場合を含む）
 2. 特例農地等に係る農業経営を廃止した場合
 3. 継続届を提出しなかった場合 など
- 税額を納付する際には、猶予の期間に応じて利子税がかかります。
- 農業委員会には特例農地等の譲渡、贈与、転用、貸借、耕作の放棄などがあった場合には、所管の税務署にその旨を通知する「通知義務」があります。
- 特例農地が収用された場合には、農業委員会まで連絡してください。